

第166回秋田県都市計画審議会議事録

1 日 時 平成24年10月10日(水) 午後1時30分～午後4時17分

2 場 所 秋田県議会棟 1階 大会議室

3 議事案件等

- (1) 議案第5号 鷹巣都市計画、森吉都市計画及び合川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- (2) 議案第6号 本荘都市計画区域及び矢島都市計画区域の変更について
- (3) 議案第7号 本荘都市計画及び矢島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- (4) 議案第8号 本荘都市計画道路(1・3・1号本荘高速線 ほか7施設)の変更について
- (5) 議案第9号 角館都市計画区域及び田沢湖都市計画区域の変更について
- (6) 議案第10号 角館都市計画及び田沢湖都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- (7) 議案第11号 角館都市計画及び田沢湖都市計画施設(都市計画道路12施設及び都市計画下水道1施設)の変更について
- (8) 議案第12号 五城目都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- (9) 議案第13号 秋田都市計画一団地の官公庁施設(八橋団地)の変更について

4 出欠の状況

(1) 出席委員(12人)

山口邦雄、高瀬俊作、村田勝敬、山本尚子、平野内マリ子、伊藤満、東北地方整備局長代理 瀬戸下伸介、東北運輸局長代理 三杉孝昌、東北農政局長代理 佐藤吉治、秋田県警察本部長代理 山本茂、北林康司、安藤豊

※議案第9号から第13号までの議決の際、東北地方整備局長代理は欠席(途中退席)

※議案第13号の議決の際、東北農政局長代理は欠席(途中退席)

(2) 欠席委員(6人)

佐野元彦、森園浩一、千葉文士、小畑元、近藤健一郎、児玉信長

5 議事の概要等

(1) 建設部長挨拶、新任委員紹介

○佐藤(節)幹事

委員の皆様、本日はお忙しいところ、本審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

今回は本年度2回目、通算第166回目の審議会でございます。

はじめに資料の確認をさせていただきます。あらかじめ送付しておりました「議案書」のほか、本日配布しました「配席図」、「委員名簿・幹事名簿」、「秋田県都市計画審議会条例・運営規程」という1枚もののペーパーが本日の資料となります。

以上につきまして、不足がございましたら、事務局へお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、開会に先立ちまして、秋田県建設部の富田部長より、皆様に御挨拶を申し上げます。

○富田幹事

皆さんこんにちは。御紹介いただきました建設部長の富田でございます。本日は、県庁舎が停電になっておりまして、非常用電源は一応動いていますが使える箇所が限られており、暗くて環境が悪い中での御審議をお願いすることを大変申し訳なく思っておりますが、よろしくお願いたします。

今回は166回目になりますが、学識経験委員の任期満了に伴い、9月1日付けで改選がありました。また、行政機関、市町村議長代表委員の皆様にも、一部変更がございました。

新たに委員になっていただいた皆様、また再任の方々につきましても、就任に際しては快く御承諾いただき、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本審議会も含めて様々な機会を通じて、それぞれの専門のお立場から、御指導・御助言くださいますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

○佐藤（節）幹事

次に、都市計画課の吉尾幹事から、新たに御就任いただいた委員の皆様を御紹介させていただきます。

○吉尾幹事

都市計画課長の吉尾です。新任委員の皆様を御紹介申し上げます。

はじめに、学識経験委員の任期満了に伴い御就任いただきました、公募委員の伊藤委員です。

同じく公募委員の千葉委員は、本日は欠席でございます。

なお、学識経験委員の今回の任期は平成26年8月31日までとなっております、このほか7人の皆様は、前回の任期から引き続き御就任いただいております。

次に、人事異動により行政機関の委員に変更がありましたので、御紹介申し上げます。

東北運輸局長の長谷川委員は欠席でございますが、本日は代理で、秋田運輸支局の三杉支局長に御出席いただいております。

東北農政局長の五十嵐委員も欠席で、農村計画部農村振興課の佐藤課長補佐に代理で御出席いただいております。

秋田県警察本部長の志村委員も欠席で、山本交通規制課長に代理で御出席いただいております。

最後に、市町村議長の代表委員であります、秋田県町村議会議長会会長の児玉委員ですが、本日は欠席でございます。

(2) 会長選任

○佐藤（節）幹事

次に、会長の選任についてお諮りしたいと思います。

会長選出までの間、建設部長の富田幹事が、仮の議長を務めさせていただきます。

○**富田幹事**

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

今回、学識経験委員の改選が行われたことから、改めて会長を選任する必要があり、お諮りするものです。

当審議会の会長につきましては、秋田県都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、学識経験委員のうちから委員の選挙によって定めることとされておりますが、いかが取り計らいでしょうか。

○**高瀬委員**

都市計画が専門の山口委員に、引き続きお願いしたらいかがでしょうか。

○**富田幹事**

ただ今、高瀬委員より山口委員を御推薦いただきましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

【異議なしの声】

○**富田幹事**

皆様から御同意をいただきましたので、山口委員に会長をお願いしたいと存じます。

【山口委員、承諾】

○**富田幹事**

秋田県都市計画審議会運営規程第5条の規定により、会議の議長は、会長が務めることになっております。以後の会議の進行は、山口会長をお願いいたします。

私は、これをもちまして、仮議長の任を解かせていただきます。

○**山口会長**

皆さんこんにちは。初めての方もおられると思います。秋田県立大学の山口と申します。よろしく申し上げます。

開会の前に、東日本大震災が起こってからかなり経ちますが、ようやくいろいろな計画が立ち上がり始めて、一部実行に入りつつあるところではあります。

あるインターネットのメーリングリストで、「事前復興」ということについて議論しました。復興というのは普通、災害が起きた後に行うものですが、事前復興は、その前からやっておく、つまり、平時のいろいろな取組がとても大切で、大きな災害が起きたときに、ちゃんとやっているところはスムーズに動くし、やっていないところはなかなか進まない、ということなんです。

実は、都市計画の話も全く同じでありまして、日頃から、都市計画、まちづくりについて住民の皆さんの合意形成が進んでいると、何かあったときにも対応できるということなんです。そういう意味で、今回の都市計画審議会の案件にも都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域マスタープランが含まれておりますし、非常に重要な会議だと思います。よろしく申し上げます。

(3) 開会、議案署名人指名

○**山口会長**

それでは、ただ今から第166回秋田県都市計画審議会を開会します。

はじめに、本日の審議会は、委員の2分の1以上の出席がありますので、秋田県都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達していることを御報告いたします。

○山口会長

次に、秋田県都市計画審議会運営規程第9条第2項に基づき、議事録署名委員2人を指名させていただきます。今回の議事録署名委員は、平野内委員と伊藤委員にお願いいたします。

(4) 前回付議議案の処理状況について

○山口会長

続きまして、前回ここで議論した付議議案の処理状況を、事務局から報告願います。

○佐藤（節）幹事

報告いたします。議案書を2枚めくっていただきますと、本年7月19日に開催の第165回審議会で議決いただいた議案の処理状況を記載しております。

○佐藤（節）幹事

「議案第1号 にかほ都市計画道路（1・5・4号象潟南高速線及び3・4・6号潟見町線）の変更について」であります。日本海国土軸の形成に向けて、日本海沿岸東北自動車道の一部区間を構成する路線として象潟南高速線を追加決定するとともに、より効率的な道路整備を進めるため潟見町線の区域の変更などを行ったものです。

本審議会での答申を受け、この変更を都市計画決定し、その旨を平成24年7月27日付け秋田県告示第424号で告示しております。

○佐藤（節）幹事

次に、「議案第2号 能代都市計画区域及び二ツ井都市計画区域の変更について」であります。合併前の旧市町単位の2つの都市計画区域を「能代都市計画区域」として統合するため、都市計画区域を変更したものです。

本審議会での答申を受け、この変更を都市計画決定し、その旨を平成24年8月14日付け秋田県告示第441号で告示しております。

○佐藤（節）幹事

次に、「議案第3号 能代都市計画及び二ツ井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」であります。2つの都市計画区域を1つの都市計画区域に統合再編したことに伴い、都市計画区域ごとに定めることとされている都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランについても、統合するなどの見直しを行ったものです。

本審議会での答申を受け、この変更を都市計画決定し、その旨を平成24年8月14日付け秋田県告示第442号で告示しております。

○佐藤（節）幹事

最後に、「議案第4号 能代都市計画道路及び二ツ井都市計画道路（1・3・1号能代高速線ほか14路線）の変更について」であります。都市計画道路の名称には、都市計画区域名を冠することとなっていることから、議案第2号の区域統合に伴い、都市計画区域内にある道路について、その名称を変更したものです。

本審議会での答申を受け、この変更を都市計画決定し、その旨を平成24年8月14日付け秋田県告示第443号で告示しております。

また、関連する市決定の都市計画道路31路線の変更につきましても、都市計画決定され、同日付けで告示されております。

○山口会長

ありがとうございました。ただ今の報告について、何か御質問等ございますでしょうか。それでは、議案の審議に入ります。

今回は、議案の件数が多いことから、関連する案件である議案第6号から第8号までと、第9号から第11号までについては一括して説明を受けて審議し、その上で裁決は個別に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(5) 議案第5号 鷹巣都市計画、森吉都市計画及び合川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○山口会長

それでは、「議案第5号 鷹巣都市計画、森吉都市計画及び合川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○栗田幹事

県庁都市計画課で調整・都市計画班の班長をしております栗田と申します。今回の審議会にお諮りする議案については、私の方から説明いたします。

なお、時間の都合上、前方のスクリーンで各議案の概要について説明させていただきます。多少長い説明となりますので、座って説明させていただきます。

○栗田幹事

それでは、はじめに議案第5号について説明させていただきます。

当議案は、鷹巣都市計画、森吉都市計画及び合川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更に関する議案です。

都市計画区域マスタープランは、概ね20年後の都市の将来像を展望し、長期的な視点から今後の都市づくりの基本的な方向を示すとともに、目指すべき将来像を地域住民と行政が共有するという趣旨から、平成12年の都市計画法の改正により、その策定が義務づけられたものです。

なお、本県においては、平成16年5月までに、全ての都市計画区域について策定済みとなっております。

現在の3つの都市計画区域のマスタープランについては平成16年4月に策定しており、これを今回変更する主な理由としては、次の2点です。

1つとして、平成22年7月に3つの都市計画区域を1つの都市計画区域に統合しており、変更後の都市計画区域に対する新たな都市計画区域マスタープランが必要となったこと、もう1つの理由として、現行の都市計画区域マスタープランが、策定後一定期間が経過し、内容の見直しが必要になったことです。

○栗田幹事

今回の変更により、新しく作られる北秋田都市計画区域マスタープランについて、その策定方針を説明いたします。

この度のマスタープランにおいては、現在の3つの区域マスタープランにおける将来像や都市計画の基本的な方向性については、大きな変更はしておりません。現在の3つの各マスタープランを概ね統合した内容となっております。

ただし、現時点における土地利用の変化などについては、適宜見直しを行っております。

○栗田幹事

続いて、この都市計画マスタープランの構成に関して御説明します。

なお、この区域マスタープランの構成に関する説明については、議案第7号、第10号、

第12号の各区域マスタープランとも同じ内容となりますので、それら議案説明の際には省略させていただきますので、御了承願います。

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画の目標、区域区分の決定の有無、及び、土地利用や都市施設、市街地開発事業などの主要な都市計画の決定方針について定めることとされております。

当マスタープランでも、第1章では都市計画の目標に関して、御覧の5つの目標などを掲げております。

次の第2章では、区域区分の決定の有無に関して定めております。区域区分とは、既に市街地を形成している区域及び今後概ね10年以内に市街化を図るべき区域である市街化区域と、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域とを区分することです。ちなみに秋田県内では、秋田市、潟上市にまたがる秋田都市計画区域で設定されているだけで、その他の都市計画区域では設定されておられません。

第3章では、主要な都市計画の決定の方針に関して、4つの方針について定めています。

○栗田幹事

それではここからは、当マスタープランの概要について御説明します。まずは基本的事項になりますが、議案書では5-2ページ右側から5-3ページ左側までとなります。

都市計画の目標における基本的事項の中の都市計画区域の名称は、北秋田都市計画区域、区域については、北秋田市の行政区域の一部となり、その面積は8,854haとなります。

次に、マスタープランの目標年次についてであります。概ね20年後の平成42年としております。

ただし、区域区分の決定の有無の方針については、市街化区域の考え方として、概ね10年以内に市街化を図る区域とありますので、これについては平成32年とします。

○栗田幹事

次に、広域都市圏の将来像について説明いたします。議案書では5-3ページ右側から5-5ページ左側までとなります。

大館市、北秋田市、上小阿仁村で構成される広域都市圏は、大館能代空港や日本海沿岸東北自動車道などの高速交通ネットワークや、鉱山による伝統技術を活用した新たな産業の創出、豊かな自然環境をいかした広域観光ゾーンを形成し、環境に優しい、県北部の生活・文化・交流拠点となる広域都市圏を目指します。

広域都市圏の将来像を「文化、産業を育み、自然環境と共生する 県北部中心域の広域交流都市圏」とし、この将来像の実現に向けて、米代川流域の東西地域をつなぐ交流拠点の形成、快適に暮らせる都市環境の形成、産業活動や広域観光の発展を促す交通ネットワークの形成、自然とふれあう観光・レクリエーションゾーンの形成、循環型地域社会を実現するエコタウンづくり、の5つの目標を掲げております。

○栗田幹事

この広域都市圏の将来像や目標等を踏まえ、具体的に本都市計画区域における将来像を、議案書では5-5ページ右側から5-6ページの左側までとなりますが、「雄大な自然を継承し 県北部の玄関口として 活発な交流と活力を創出する田園居住都市」としてまいります。

この都市計画区域の将来像の実現に向けて、「暮らしを支える住みよい田園居住都市」、「都市機能や地域資源を活かした都市」、「広域交通ネットワークを活用した全国とつながる都市」、「豊かな自然的環境と共生する都市」、の4つを目標に掲げており、次のスライドからは、それぞれの目標を達成するための具体策について説明いたします。

○栗田幹事

目標とする市街地像については、議案書の5-6ページ右側から5-7ページになります。

す。はじめに、1つ目の目標である「暮らしを支える住みよい田園居住都市」を目指して、鷹巣地域では、行政サービス・福祉・商業・工業などの機能が集積し、また、歩いて暮らせるまち、歩行者や車椅子などに配慮した歩行者空間の形成など、「人にやさしく賑わいのある中心市街地の形成」を図ります。

また、合川地域等では、米内沢駅周辺をはじめとした駅周辺で、身近な行政サービスや商業サービスなどが利用できる「地域生活を支える市街地の形成」を図ります。

2つめの目標である「都市機能や地域資源を活かした都市」を目指して、具体的に鷹巣地域では、ケアタウンたかのすなどの「福祉拠点の形成」を、JR鷹ノ巣駅北側の工業地は「産業拠点の形成」を、道の駅やたかのす風土館は「観光・交流拠点の形成」を、各種公園、河川緑地は「レクリエーション拠点の形成」を、鷹巣運動公園は「スポーツ・レクリエーション拠点の形成」を、また、市街地の拠点間を結ぶ「都市内交通ネットワークの形成」を、それぞれ図ってまいります。

また、合川地域等では、北秋田市民病院をはじめとした「医療拠点の形成」を、大野台愛生園は「福祉拠点の形成」を、大野台工業団地などは「産業拠点の形成」を、森吉山県立自然公園の玄関口、クインス森吉などは「観光・交流拠点の形成」を、県立北欧の杜公園をはじめとした各種公園は「レクリエーション拠点の形成」を、また、「都市内交通ネットワーク」について、鷹巣地域と同様に、その形成を図ります。

3つめの目標の「広域交通ネットワークを活用した全国とつながる都市」を目指し、鷹巣地域では、県北部の玄関口として、全国とつながる「大館能代空港の利用促進」を、鉄道や日沿道、国道により「広域的な交通・連携を促進する交通ネットワークの形成」を図ります。

また、合川地域等でも、鷹巣地域と同様に、国道などの活用による「広域的な交流・連携を促進する交通ネットワークの形成」を図ります。

最後に4つめの目標として「豊かな自然環境と共生する都市」を掲げてございますが、これに対して、鷹巣地域では、北側の慶祝森林自然公園周辺など「豊かな自然的環境や地域固有の景観の保全」を、米代川の河川緑地などは「市街地と調和した潤いのある水辺空間の形成」を、図ってまいります。

また、合川地域等では、自然豊かな大野台台地など「豊かな自然的環境や地域固有の景観の保全」を、阿仁川の河川敷公園は、「市街地と調和した潤いのある水辺空間の形成」を、それぞれ図ります。

以上を、目標とする市街地像とします。

○栗田幹事

社会的課題に対する都市計画の取組方針としては、議案書の5-8ページの左側になりますが、少子高齢化社会の進展に対しては、市街地及び点在する集落における地域コミュニティの維持・充実やユニバーサルデザイン等に配慮したハード・ソフト対策を進め、安全・安心に暮らせるまちづくりを、近年発生している震災や洪水、土砂災害等に対しては、危険箇所の点検や避難場所・避難経路の周知など、減災の視点による災害に強いまちづくりを、住民の社会活動への意欲向上に対しては、ボランティア体制の充実や活動の啓発を促し、住民との協働によるまちづくりを、それぞれ取り組んでまいります。

○栗田幹事

次に、議案書5-8ページの右側にある区域区分の決定の有無についてであります。統合前の旧3都市計画及び統合後の現北秋田都市計画区域については区域区分は適用されておられません。

なお、区域区分の適用については、平成14年度に策定した「秋田県都市計画区域マスタープラン策定方針」において、①既に区域区分制度を導入している都市計画区域については、原則としてそれを維持すること、②人口3万人以上の市を含む都市計画区域などは、区域区分適用の可能性を検討すること、③それ以外の都市計画区域については、原則とし

て区域区分を適用しない、と定められております。

現在の北秋田市の行政区域人口が約36,000人であり②に該当することから、将来人口の見直しなどを踏まえた観点から、区域区分の適用について改めて検討を行いました。

その結果、区域区分に関しては、現行どおり適用しないこととしました。その理由として、人口が減少傾向にあることに加え、大規模プロジェクト等の計画的開発区域がないことや、新築件数も減少傾向で、将来的な住宅・工業・商業等用地の土地需要も既成市街地内で収容可能であることなどから、開発圧力は低下傾向にあると認められます。加えて、用途地域外においては、農業振興地域や保安林等で土地利用規制が行われていることもあり、将来的に無秩序な市街地の拡大が大きく生じる可能性は低いと判断したものです。

○栗田幹事

続いて、主要な都市計画の決定方針について御説明します。

はじめに、土地利用に関する主要な都市計画の決定方針として、鷹巣地域における主要用途の配置の方針について御説明します。議案書では5-9ページ右側から5-10ページ左側までとなります。

業務地及び商業地としては、JR鷹ノ巣駅南側の中心市街地に、また、国道105号沿道の商業地としては、前綱・中綱地区にある商業施設については、今ある部分に限り当該機能を維持することとして、配置する方針とします。また、工業地については、JR鷹ノ巣駅周辺北側に、流通業務地については、大館能代空港周辺に、住宅地については、中心市街地やその周辺の新田中地区、西陣場岱地区などに配置する方針とします。

また、合川地域等においては、業務地としては、合川庁舎や森吉庁舎のある七曲地区に、商業地としては、各駅周辺に、工業地としては、大野台工業団地をはじめとした各工業団地に、住宅地としては、各駅周辺などに配置する方針とします。

○栗田幹事

次に、主要用途の配置の方針を踏まえた、鷹巣地域における土地利用の方針について御説明します。議案書では5-10ページ右側から5-11ページになります。

鷹ノ巣駅前の中心商業地については、にぎわいと魅力のある商業地の形成に向け、土地の高度利用の検討を進めます。

鷹ノ巣駅東側の準工業地域周辺は、文化会館や文教施設が立地しており、それら周辺環境を考慮した土地利用を誘導する用途転換について検討します。

既成市街地中心部のほか、米代川を挟んだ南北の住居地域については、都市基盤整備の促進や地区計画等の検討により、居住環境の改善や維持を図り、ゆとりある居住環境の創設に努めます。

都市内の緑地の維持に関する方針としては、米代川河川緑地や鷹巣中央公園等の緑地の維持に努めます。

市街地を取り巻く農地は、農業生産基盤だけでなく、貴重な田園景観を形成する優良農地でもあるため、その維持・保全に努めます。

市街地周辺を取り囲む丘陵地は、特徴的な都市景観を有する豊かな自然環境を形成しており、その維持・保全に努めます。

前綱・中綱周辺地区の商業地については、その利便性を踏まえ、北秋田市の中心としての広域的な商圈に対応する商業地として維持し、鷹巣地区における日常的な消費行動を支える中心市街地の商業地との機能分担を図るとともに、その周辺は、農地との調和を図りつつ、住居系を中心とした土地利用について検討します。また、高速IC予定位置周辺については、都市的土地利用の進展が見込まれることから、周辺農地などとの調和を図りつつ、地域の持つ潜在能力を有効的に活用するため、その土地利用のあり方について検討します。

なお、都市的土地利用区域の拡大を図る際には、区域全体の土地利用について集約型都市の形成が図られるよう、具体的には都市的土地利用の図られていない既存用途地域の縮

小をするなど、北秋田市と調整及び協議してまいります。

また、合川地域等については、合川・米内沢駅周辺の住居地域は、居住環境の改善や維持に努めます。大野台地区にある県立北欧の杜公園については、都市内の緑地として、その維持に努めます。鷹巣地域と同様、周辺に広がる農地については、農業生産基盤としてだけでなく、貴重な田園景観を形成する優良農地でもあるため、その維持・保全に努めます。大野台地区の森林や、合川地区における市街地と農地を縁取るように連続する傾斜地面の樹林などは、特徴的な都市景観を形成しており、その自然環境の維持・保全に努めます。

○栗田幹事

次に、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針のうち、交通施設に関する都市計画の決定方針について御説明します。議案書では5-12ページから5-13ページ左側までとなります。図面では、赤の点線や四角で日沿道、黒の実線や点線で国道や主要な県道、灰色の実線で市道や都市計画道路などを表しています。

決定方針や整備方針としては、大館能代空港の就航路線の確保や、高速道路網の整備などにより、高速交通ネットワークの形成を図ります。国・県・市道の幹線道路については、その整備を進め、経済活動や日常生活の利便性の向上を図ります。公共交通に関しては、JRと内陸線の連絡強化などによる鉄道の利便性の向上を図ります。また、都市施設ではございませんが、関連するものとして、公共通過疎地においては、コミュニティバス等の新たな交通手段により、地域住民の足を確保します。快適な歩行者空間の確保や、積雪などに対応した道路整備や除雪体制の充実を図ります。

なお、長期未着手の都市計画道路等については、その必要性や実現性等を勘案し、合理的に見直します。

下水道については、生活排水処理整備構想に基づき、地域特性に応じた適切な手法により整備を進め、公共用水域の水質保全に努めます。議案書では5-13ページ右側から5-14ページ左側までになりますが、この図の薄茶色で着色されている区域が公共下水道の計画区域を表しているもので、鷹巣市街地や合川地区の斑点の部分整備済み区域、鷹巣の新田中地区の斜線部分整備中の区域、斑点や斜線のないただ着色されている区域が未整備の区域となっています。

公共下水道については、効率的に整備を進めるため、市街地部を中心に処理区域を配置し、整備を進めてきており、今後も市街地の進展状況や他の都市施設の整備状況等を勘案しながら効率的な整備を進めてまいります。

同じページ左側にある河川については、都市計画区域内の河川については概ね改修済みとなっており、今後は、氾濫被害防止のための流水機能の維持や、河川景観・環境の保全に努めることとします。

○栗田幹事

市街地開発事業に関する方針については、議案書5-14ページの右側になります。

当該都市計画区域においては、鷹巣地区で2地区、阿仁前田地域で1地区実施されております。

一般論となりますが、現段階で計画されているものはありませんが、今後、公共施設の整備状況や土地利用状況等を踏まえ、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する必要があるときには、その整備手法の一つとして、市街地開発事業についても検討するものとなります。想像したくない例えとなりますが、大規模災害発生で、相当規模の区域で被災した場合などは、市街地開発事業はその再生に有効な手法だと考えてございます。

○栗田幹事

自然的環境の整備又は保全の都市計画の決定方針については、議案書では5-15ページから5-17ページになります。

鷹巣地域においては、市街地を取り巻く農地は、地域固有の自然的環境として、慶祝森林自然公園などは、憩いの場として利用されていることから、緑の拠点として、米代川などの河川は、豊かな水辺環境を有することから、河川緑地や河川敷公園については、河川を身近に感じられる空間として、広大な農地とそれに点在する集落は、特徴的な田園環境として、それぞれ維持・保全を図っていくとともに、鷹巣中央公園については、公園緑地としての機能のほか、一時避難場所としての位置付けも行い、その周知に努めます。

合川地域等については、大野台台地をはじめとした周辺の丘陵地は、市街地を取り巻く自然環境として、県立北欧の杜公園などは憩いの場となる緑の拠点として、阿仁側の河川や河川敷公園などは快適な水辺環境として、鷹巣地域と同様、広大な農地と点在する集落は特徴的な田園環境として、それぞれ維持・保全を図っていくとともに、公園等に関しては、一時避難場所としての位置付けも行い、その周知に努めます。

○栗田幹事

最後に、スケジュールについて御説明します。

この都市計画区域マスタープランについては、7月13日に地元説明会を実施しております。

その後、北秋田市への意見聴取を行い、市からは異議なしの旨で回答をいただきました。

その回答を得た上で、2週間の法定縦覧を行いまして、本日の審議会への付議となっております。なお、縦覧時における意見書の提出はありませんでした。

以上が、議案第5号に関する内容です。よろしく御審議願います。

○山口会長

ただ今の説明に対しまして、各委員の専門、所管などに関してコメントや質問などありましたらお願いいたします。

○村田委員

今回の計画は、秋田内陸縦貫鉄道が20年間存続するという前提のものでしょうか。それとも、この会社は赤字だそうですが、何か念頭に入れた上での議論になっているのでしょうか。それによって、まちづくりそのものが大きく変わってくるのではないかと思います。秋田内陸縦貫鉄道がどうなるかよく分からないまま、ビジョンばかりが先に立つことに意味があるのかという気がしたものですから、お伺いします。

○栗田幹事

内陸線の存続のため、県もいろいろな施策を行っておりますので、都市施設の整備に関する主要な都市計画のうち交通施設においては、基本的には、内陸線が20年間存続するという考えの基でこのマスタープランを策定しております。

○山口会長

他にいかがでしょうか。それでは私から、コメントが1つと質問が1つあります。

まず、先程の説明で、市街地の中で用途地域が指定されていても都市的土地利用の進展が十分でない、あるいは求めない地域については、今後北秋田市と一緒に、用途地域の縮小も踏まえて検討していくというお話がありました。これは、県の姿勢として大変いいことだと思います。市の立場としてはいろいろな意見があると思いますが、広域的な観点、あるいは実態として、都市計画は夢物語ではなく現実性を踏まえている訳ですから、少子高齢化の観点から非常にいい方向だと思います。以上がコメントです。

質問は、5-9ページにある主要用途の配置の方針の商業地のところで、国道105号と大館鷹巣線の交差点部のことに関して、「中心商業地との機能分担を図りながら交通利便性に配慮した計画的な土地利用の誘導を目指す」と書いてありますが、現にある商業施設は当然認めるけれども、必ずしも積極的に商業を誘導しようということではないと私は

受け止めたのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○栗田幹事

そのとおりです。この文章だけでは読み取れない部分もございますが、基本的な姿勢としては、既存の商業地のみを許容するという観点でございます。

○村田委員

私が出席していないときのことで分からないのかもしれませんが、5－7ページの図の表示を見ますと、大館能代空港から二ツ井までの高速道路の建設はもう決まっているのでしょうか。それによって土地の利用も変わってくると思いますが、いかがでしょうか。

○栗田幹事

都市計画決定はしておりません。現状を申し上げますと、あきた北空港ICから国道7号までは、現在ある県道を一部活用してなるべく早く走れる道路として県が整備する予定で、今年度から調査に着手しております。また、国道7号から二ツ井の道の駅付近までは、二ツ井今泉道路ということで、国直轄で新規事業採択に至っております。ただし、これらに関しては都市計画上の位置付けはされておりません。唯一残っているのが二ツ井白神ICから道の駅付近までの間ですが、計画は未定という状況でございます。

ですから、あきた北空港ICから国道7号までは現道を使うルートを考えており、あとは山の方に入り込んでいきますので、周辺の土地利用を図るという観点はないと考えております。

○山口会長

都市計画決定はしていないけれども、道路事業としては着手しているということですね。

○山口会長

それでは、「議案第5号」について裁決を取りたいと思います。本議案について賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。この議案につきましては、原案どおり可決いたします。

(6) 議案第6号 本荘都市計画区域及び矢島都市計画区域の変更について

議案第7号 本荘都市計画及び矢島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

議案第8号 本荘都市計画道路(1・3・1号本荘高速線ほか7施設)の変更について

○山口会長

次は、「議案第6号 本荘都市計画区域及び矢島都市計画区域の変更」、「議案第7号 本荘都市計画及び矢島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、「議案第8号 本荘都市計画道路(1・3・1号本荘高速線ほか7施設)の変更について」は関連議案ですので、先程申しましたとおり、事務局から一括して説明していただくこととします。

○栗田幹事

それでは、関連議案である議案第6号から第8号まで、まとめて説明させていただきます。

はじめに、議案第6号の本荘都市計画区域及び矢島都市計画区域の変更について説明さ

させていただきます。

本議案は、平成17年3月の市町村合併後、由利本荘市内に存在する本荘と矢島の2つの都市計画区域を統合し、一体の都市として整備、開発及び保全するため都市計画区域を変更するものです。

統合後の都市計画区域の名称は合併後の市名にならない由利本荘都市計画区域としております。また、都市計画区域の面積としては従前の2つの都市計画区域の面積を、そのまま統合することとしておりますので、6,894haとなる予定です。

○栗田幹事

次に、区域指定の沿革の概要について説明いたします。

旧本荘市において最初に都市計画区域が設定されたのは昭和9年であり、その後3度の区域変更を経て、平成19年に部分的な区域の変更を行い、現在の区域になっております。

また、旧矢島町においては昭和56年に都市計画区域を設定しております。

先程も説明しておりますが、平成17年に1市7町が合併しておりますので、現時点では1つの市に2つの都市計画区域がある状態が続いております。

図面で説明いたしますと、こちらの現在の本荘都市計画区域と矢島都市計画区域を統合して、新しい由利本荘都市計画区域になります。

○栗田幹事

本来、都市計画区域の変更には、法体系上、上位計画となる国土利用計画法に基づく土地利用基本計画を変更した上で、都市計画法上の各種手続が必要となってきます。

ただし、今回の変更は、既存都市計画区域を統合することのみの変更ですので、土地利用基本計画に関する変更の手続きは必要はなく、都市計画法に基づく都市計画区域の変更に関する手続のみとなります。

○栗田幹事

こちらが、これまでの経緯です。

平成24年1月に東北地方整備局長と事前協議を実施し、変更案に関して「異存なし」の回答を得ております。

また、今回の変更は実質的な都市計画区域としての変更区域はありませんので、このことのみを対象とした住民説明会は実施しておりませんが、この内容も含めた都市計画区域マスタープランの説明会を本荘地区と矢島地区の2地区で実施しております。

その後、地元由利本荘市に対して意見聴取を実施し、「異議なし」で回答をいただいております。

なお、都市計画区域の指定については、他の都市計画の手続きとは異なり、法律上、都市計画案を縦覧する必要がありませんので、これについては実施しておりません。

以上が、議案第6号に関する内容です。

○栗田幹事

引き続き関連議案として、議案第7号について説明させていただきます。

本議案は、先程、議案第6号としてお諮りした本荘都市計画区域と矢島都市計画区域の統合に伴い、変更前の2つの都市計画区域でそれぞれ策定されていた都市計画区域マスタープランについてもそれを統合し、新たな由利本荘都市計画区域マスタープランとして変更するものです。

都市計画区域マスタープランに関する制度等については、先程の議案第5号と同じ内容となりますので、省略させていただきます。

現在の2つの都市計画区域のマスタープランについては平成16年4月に策定しており、これを今回変更する主な理由としては、次の2点です。

1つとして、先程の議案第6号でこの2つの都市計画区域を1つの都市計画区域に統合

することとして付議しておりますが、この変更予定の都市計画区域に対する新たなマスタープランが必要となったこと、もう1つの理由として、現行の区域マスタープランが、策定後一定期間を経過し、内容の見直しが必要になったことです。

○栗田幹事

今回の変更により、新しく作られる由利本荘都市計画区域マスタープランについて、その策定方針を説明いたします。

この度のマスタープランにおいては、現在の2つの区域マスタープランにおける将来像や都市計画の基本的な方向性については、大きな変更はしておりません。現在の本荘及び矢島の現マスタープランを概ね統合した内容となっています。

ただし、現時点における土地利用の変化などについては、適宜見直しを行っております。

都市計画区域マスタープランの構成等については、議案第5号で説明した内容と同じですので、省略させていただきます。

○栗田幹事

それではここからは、当マスタープランの概要について御説明します。まずは基本的事項になりますが、議案書では7-2ページ右側から7-3ページ左側までとなります。

都市計画の目標における基本的事項の中の都市計画区域の名称は由利本荘都市計画区域、区域については、由利本荘市の行政区域の一部となり、その面積は6,894haとなります。

次に、マスタープランの目標年次についてであります。議案第5号と同じように、全体としては平成42年、区域区分については平成32年としております。

○栗田幹事

続きまして、広域都市圏の将来像については、議案書では7-3ページ右側から7-5ページ左側までとなります。

由利本荘市、にかほ市で構成される広域都市圏は、鳥海山、子吉川などの豊かな自然と地域固有の歴史・文化の継承、広域観光、新たな先端技術産業の創出により、人々が交流し活気あふれる都市圏を目指します。

その将来像については、「豊かな自然と地域文化の継承、産業の進展により活気あふれる本荘広域都市圏」とします。

この将来像の実現に向け、産学官の連携による先端技術産業ゾーンの形成、環鳥海連携による広域観光ゾーンの形成、豊かな自然の未来への継承、広域交流・連携軸の形成、の4つの目標を掲げています。

○栗田幹事

この広域都市圏の将来像や目標等を踏まえ、具体的な本都市計画区域における将来像を、議案書では7-5ページ右側から7-7ページ左側までとなります。また、「霊峰鳥海山と子吉川に育まれた歴史・文化のもと、新たな産業を創出するにぎわいのあるまち」として

います。この都市計画区域の将来像の実現に向け、「広域都市圏の中核として圏域を先導する都市」、「新たな産業を創出する都市」、「産業や広域観光、日常生活において活発に交流・連携する都市」、「まちなかに賑わいを再生する都市」、「自然との調和を図り、水と緑・歴史的な街並みを活かし、うるおいと人とのふれあいのある都市」の5つを目標に掲げており、次のスライドからは、それぞれの目標を達成するための具体策について説明いたします。

○栗田幹事

目標とする市街地像については、議案書の7-7ページ右側から7-9ページ左側まで

となります。

まず、1つ目の目標である「広域都市圏の中核として圏域を先導する都市」を目指して、由利組合総合病院や総合福祉エリアなど、広域都市圏の安心を支える医療・福祉拠点の形成を図ります。

なお、議案書ではこの目標に対する施策として記載しておりませんが、研究開発・産業拠点の形成や、核となる商業・業務拠点の形成、賑わいのある交流拠点の形成、などについても、この目標達成のための施策として捉えております。

2つ目の目標である「新たな産業を創出する都市」を目指して、県立大学をはじめとした研究開発拠点の形成や、北部工業団地、本荘工業団地等の産業拠点の形成を図ります。

3つ目の目標である「産業や広域観光、日常生活において活発に交流・連携する都市」を目指して、日本海沿岸東北自動車道や国道、JR羽越本線による「周辺都市との交流・連携を促進する広域交通ネットワーク等の形成」を、市内を走る国県道や幹線市道による「都市活動の利便性を高める都市内交通ネットワークの形成」を、国道108号や鳥海山周辺の県道、鳥海山ろく線により「鳥海山などの観光地へのアクセスとなる交通網の形成」を、図ってまいります。

4つ目の目標である「まちなかに賑わいを再生する都市」を目指し、羽後本荘駅前の商店街や由利橋通り周辺に「核となる商業・業務拠点の形成」を、由利本荘市文化交流館、また、福祉・教育文化・商業機能を持つ矢島駅周辺を「賑わいのある交流拠点として形成」を、由利橋周辺の蔵や家中地区の矢島藩ゆかりの建物については、「個性ある歴史文化を伝える城下町の街並み等の形成」を、図ってまいります。

最後の目標である「自然との調和をはかり、うるおいと人とふれあいのある都市」を目指して、子吉川、田園などにより、水と緑が感じられる、また基盤整備が進むことにより「快適でうるおいある居住空間の形成」を、交流拠点などをつなぎ、快適に歩行できる空間の整備により「回遊性のある市街地の形成」を、河川緑地や本荘マリーナ、公園等は、「水辺や緑とふれあえる交流拠点としての形成」を、子吉川や丘陵地の緑などは、「自然環境の保全と市街地周辺の田園景観の維持」を、それぞれ図ってまいります。

○栗田幹事

社会的課題に対する都市計画の取組方針としては、議案書では7～9ページ右側になりますが、少子高齢化の進行に対しては、地域コミュニティの維持や居住ストックの確保、公共交通機関の維持等により安心に暮らせるまちづくりを、温暖化等の環境問題に対しては、自然環境の保全、公共交通機関の利用促進、コンパクトな市街地形成等により環境配慮したまちづくりを、洪水被害等の発生に対しては、河川改修の推進、減災のまちづくりを、住民ニーズの多様化については、多様な主体によるまちづくりなど、住民協働のまちづくりを、それぞれ取り組んでまいります。

○栗田幹事

次に、議案書7～10ページの左側にある区域区分の決定の有無についてであります。現在の由利本荘市における2つの都市計画区域については、区域区分は適用されていません。

なお、区域区分の適用に関する考え方については、先程の議案第5号で説明したものと同じですので、ここでは省略させていただきます。

現在の由利本荘市の行政区域人口が約85,000人であり、②に該当することから、いろいろな観点から、区域区分の適用について改めて検討を行いました。

その結果、区域区分に関しては、現行どおり適用しないこととしました。その理由として、人口が減少傾向、大規模プロジェクト等の計画的開発区域がない、新築件数も減少傾向で、将来的な住宅・工業・商業等用地も現在の既成市街地内で収容可能であり、開発圧力は低下傾向にあると認められます。加えて、用途地域外においては農業振興地域や保安林等で土地利用規制が行われていることもあり、将来的に無秩序な市街地の拡大が大きく

生じる可能性は低いと判断したものです。

ただし、一部用途地域の縁辺部においては市街化が見られることから、それらについては適正な土地利用の規制・誘導を図る必要があります。

○栗田幹事

続いて、主要な都市計画の決定の方針について御説明します。

はじめに、土地利用に関する主要な都市計画の決定方針として、本荘地域における主要用途の配置の方針について御説明します。議案書では7-10ページ右側から7-11ページ左側までとなります。

業務地及び商業地として、羽後本荘駅西側の中心市街地に、工業地として、本荘及び北部の各工業団地等に、住宅地として、中心市街地内の桜小路地区や周辺の石脇、大楯、梵天地区等に配置する方針とします。

また、矢島地域においては、業務地として城内八森下地区に、商業地として七日町地区に、工業地として元町地区に、住宅地として家中地区や下山寺地区等に、それぞれ配置する方針とします。

○栗田幹事

次に、主要用途の配置の方針を踏まえた、本荘地域における土地利用の方針について御説明します。議案書では7-11ページ右側から7-13ページ左側までとなります。

JR羽後本荘駅から市役所においては、商業・業務の集積による高度利用を図ります。既存用途地域においては、都市基盤の計画見直し等に併せ適正な用途の見直しを検討します。特に、国立療養所跡地については必要に応じて用途転換を検討します。古雪町地区や後町地区等の古くからの住宅地については、都市基盤の整備促進による居住環境の改善に努めます。本荘公園や風致地区については、その維持・保全に努めます。生産性の高い優良農地は、その維持・保全を図ります。特徴のある都市景観を形成する河川、市街地周辺の丘陵地、樹林等については、その自然環境の保全を図ります。川口地区や薬師堂地区については、周辺の農業的土地利用と調整を図りながら、用途地域の指定に向けた検討を行います。

なお、こちらにおいても都市的土地利用の拡大を図る際には、北秋田市と同様、市と集約型都市形成に向けた調整・協議を行ってまいります。

また、矢島地域については、地域の特徴である歴史的街並みを有する家中地区については、地区計画等を検討し、その保全・整備に努めます。生産性の高い優良農地については、その維持・保全を図ります。身近な水辺空間である石積み水路は、特徴的な自然環境として保全、ふれあいの場として環境整備を図ります。

○栗田幹事

次に、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針のうち、交通施設に関する都市計画の決定方針について御説明します。議案書では7-13ページ右側から7-15ページになります。図面では、赤線が日本海沿岸東北自動車道、ピンク線が国道7号をはじめとした一般国道、黒・灰色が県道・市道を示しています。

決定方針や整備方針としては、広域的な交流や連携を促進するとともに、環鳥海の広域の観光振興のため、日本海沿岸東北自動車道や国道7号による広域交通ネットワークの形成を図ります。地域内の交流・連携促進、観光地へのアクセスのため、国道105号をはじめとした国道、県道、市道による都市内交通ネットワークの形成を図ります。バリアフリー化・冬期間対応など、安全で快適な歩行環境の維持・整備を図ります。通勤・通学及び観光客の利用者の拡大のため、結節点における交通機関相互の連携など、公共交通機関の維持・充実を図ります。

なお、長期未着手の都市計画道路等については、合理的に見直します。

下水道については、生活排水処理整備構想に基づき、地域特性に応じた適切な手法によ

り整備を進め、公共用水域の水質保全に努めます。議案書では7-16から7-17ページになりますが、この図の茶色で縁取りされた内側が公共下水道の計画区域を表しているものです。本荘地域の中心市街地や矢島地域の全域の茶色で着色されている区域が整備済みとなっております。茶色の斑点で示している石脇・田尻地区は現在整備を進めております。子吉川右岸の石脇・川口地区などの未着色部分が未整備地区となっております。

公共下水道については、効率的に整備を進めるため、市街地部を中心に処理区域を配置し、整備を進めてきており、今後も市街地の進展状況や他の都市施設の整備状況等を勘案しながら効率的な整備を進めてまいります。

同じく河川については、子吉川や芋川などの河川改修を推進します。なお、整備に際しては、河川環境に配慮してその推進にあたります。

○栗田幹事

市街地開発事業に関する方針については、議案書7-18ページになります。

当該都市計画区域においては、3地区の土地区画整理事業が都市計画決定され、うち2地区は既に完了しております。現在は本荘中央地区土地区画整理事業が実施されており、これを計画的に進めてまいります。

この3地区以外で、現段階で計画されているものはありませんが、北秋田と同様、これが効果的な事業となる場合には、積極的に取り入れてまいります。

○栗田幹事

自然的環境の整備又は保全の都市計画の決定方針については、議案書では7-19から7-20ページになります。

本荘地域においては、市街地周辺の丘陵地などについては、その保全・活用を図ります。これについては、矢島地域も同様の方針です。歴史ある本荘城跡や新山神社がある公園については、地域固有の歴史的環境として、その保全・活用に努めます。市街地周辺に広がる田園は、水や緑が感じられる快適な環境要素であることから、その自然環境や景観の維持・保全に努めます。これについても、矢島地域も同様の方針です。

矢島地域では、城下町ということもございまして、龍源寺・八森城址がある家中地区については、地域固有の歴史的環境として、その保全・活用に努めます。根城館・根井館などに残る巨木など樹林は、緑の拠点としてその保全を図ります。なお、①と④の方針については、先程本荘地区で説明したとおりです。

○栗田幹事

最後に、スケジュールについて御説明します。

この都市計画区域マスタープランについては、7月12日に本荘、矢島の2地区において、区域統合に関する案件も含め、それぞれ地元説明会を実施しております。

その後、由利本荘市への意見聴取を行い、市からは国道7号沿道の石脇地区における主要用途の配置の方針について、市の考えと異なることから、それに関して整合・調整するよう意見がありました。

そのため、市と調整を図った上で、現在の案で都市計画の案を確定させ、2週間の法定縦覧を実施し、本日の審議会への付議となっております。なお、縦覧時における意見書の提出はありませんでした。

以上が、議案第7号に関する内容です。

○栗田幹事

由利本荘都市計画の関連議案の最後として、議案第8号の本荘都市計画道路の変更について説明いたします。

こちらの議案は、本荘都市計画道路の名称変更に関する議案でございます。

具体的には、本荘都市計画という名称がなくなりますので、これを由利本荘都市計画道

路に変更することになります。

都市計画道路番号の付し方については、御覧のとおりです。

○栗田幹事

都市計画決定権者については、今年4月に大幅に基礎自治体である市町村へ移行しております。県が決定するものは、国道、県道、自動車専用道路に限定されております。

その結果、今回の変更では変更対象路線としては27路線ありますが、そのうちの8路線が県が決定するものとなり、今回の審議会に付議しております。残りの路線については、由利本荘市の都市計画審議会に付議されることとなります。

なお、現在の矢島都市計画においては、都市施設として県が決定権者となっているものはありません。

○栗田幹事

これまでの経緯については、6月末に由利本荘市への意見聴取及び道路管理予定者への協議を行い、6月下旬から8月上旬にはそれぞれ異なる旨で回答をいただき、本日の審議会に付議しております。

以上が、関連する議案第6号から第8号に関する内容です。よろしく御審議願います。

○山口会長

ありがとうございました。それでは、3つの議案について説明を受けましたので、一括して御意見や御質問をお願いします。

○伊藤委員

この本荘地区というのは、非常に重要な拠点地区であるということがよくわかりました。北は秋田市、南は酒田市、東に行くと大仙市、横手市、湯沢市とすべて国道でつながっており、大変重要な地区であると思います。

東日本大震災から1年7、8か月経ちましたが、日本海側、太平洋側のすべての都市に当てはまるのでしょうか、災害に対する備えを考慮した都市計画づくりということを考えますと、この計画には、子吉川・芋川の河川災害など川の災害については記載されていますが、海からくる津波災害に対する備えに関する文面がありません。

ここまで仕上げるのに時間的に間に合わなかったのかもしれませんが、あれだけひどい津波災害を見せられた市民・住民としては、それも考えた都市計画づくりが大事ではないかと思えます。由利本荘市だけではなく秋田市や能代市も、これからはそういうことを相当考慮しないといけないので、ここで解決できるかどうか分かりませんが、どのような考え方でいらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

○山口会長

津波に対する総括的な考え方と、個別具体的に何かありましたらお願いします。

○栗田幹事

現在、津波の浸水想定区域を見直し中でありまして、12月中に公表という情報を得ております。その後、浸水区域を踏まえた津波災害警戒区域、もっと人命に関わる場合は特別警戒区域が指定される運びとなっております。今回のマスタープランにおいては、津波の影響を考慮した内容にはなっておりませんが、公園等の避難場所としての位置付けなどはしております。

個別具体のことになりますと、津波災害特別警戒区域での開発行為の制限などがございますが、津波の浸水区域全体について都市的土地利用を図らないというのは乱暴な話ですので、浸水想定区域を踏まえた上で、都市計画としてどうあるべきか、今後詰めてまいりたいと思っております。

○村田委員

鮎川の油田の話が出ていますが、本格的に採掘できるかどうか分かっていない時点で、こういう計画を策定すること自体がいいのかどうか、考える必要があると思います。採掘が本格化すれば道路も考えないといけませんし、酸性の物質を地中に埋めるということで、処理のための下水道も含めて整備せざるを得なくなります。夢物語で終わるならそれはそれで構わないのですが、そういうことが問題として挙げられるかもしれません。

また、由利本荘地区の観光名所に赤田の大仏が入っていないのはなぜでしょうか。明治期の大火で造り直したものではありませんが、全国にもアピールできるものだと思いますし、不思議でなりません。

○山口会長

シェールオイルについては全国区でニュースになっていますので、話題性はあると思いますが、浸水区域が公表される前に先んじてなかなかできないのと同じように、商業化がうまくいくかどうかということがあるのだと思いますが、都市計画としての基本スタンスはどうなのでしょう。

○栗田幹事

シェールオイルについては、全国紙の一面でも地元が歓喜しているようなニュースが伝えられておりますが、鮎川では昔から天然ガスを採掘をしていたため、南由利原鮎川線という県道が整備されておりまして、交通アクセス的には問題ないと思います。本当に大規模なものになるとそれでは足りないのかもしれませんが、県道としての整備は終わっております。酸の処理については、あくまで原因者の負担で行うべきもので、下水道で処理できないような物質も含まれているようです。

都市計画に位置付けるというよりは、あれはあれでひとつの考え方があってもよいのではないかと思いますし、都市計画としては今のところ特段考えなくてもよいものと考えています。

また、赤田の大仏については、個別具体の観光拠点を列挙している訳ではありませんので、これも含めた観光拠点として御理解いただければと思います。

○山口会長

村田委員も専門家としていろいろ気になるところがあると思いますが、事態が輪郭を示していない段階で都市計画というのはなかなか難しいと思います。ただし、アメリカやイギリスでは、鉱物資源についてこのようなマスタープランで1章割いているものもありますし、ドイツでは汚染物質に対応する都市計画を一生懸命やっております。

可能性があったときには、県庁内で議論されて都市計画にも反映されてくるだろうと思いますが、今はその段階に至っていないという説明でした。これからの考え方として重要な視点だと思います。

○徳山委員（代理）

7-1ページの表紙の写真では由利橋が架け替え中ですが、由利本荘のシンボルでもありますので、完成のタイミングが合えば変更を御検討いただければと思います。

○栗田幹事

確かに由利橋は地域のシンボルとなる橋で、工事はこの写真より大分進んでいますが、今年度2月に完成予定ですので写真の変更は御容赦願いたいと思います。

○山口会長

この写真でも分かるように、中央地区の土地区画整理事業が大分形になりはっきりして

きて、その延長に由利橋ができて、吊り構造の2つの高い塔は大学からも明確に分かりますし、御指摘のとおり、確かにランドマークになっていると私も思います。今後、いろいろな紹介のときにいい写真を使っただけであればと思います。

○長谷川委員（代理）

由利本荘市に限った話ではありませんが、それぞれの都市計画や、また、観光振興の部分にも含まれますが、必ず問題になるのが、市街地の活性化や地域住民の移動手段、公共交通機関の維持の事です。私供は県内25市町のうちの24市町村において、地域公共交通の維持・活性化の立場でいろいろな協議会に参加させていただいております。まちづくりや都市計画と絡んでくる部分が多いものですから、各自治体レベルの話かもしれませんが、地域住民の移動手段の確保などについて、このようなプランの中に書き込んでいただければありがたいと思います。

○栗田幹事

7-9ページの②「自然環境に配慮した環境共生型都市づくり」の中で、「低炭素型社会の構築に向けた環境共生型都市づくり」を目指すとして、公共交通機関を有効活用して自動車交通をできるだけ少なくしようという方向性を示しており、鳥海山麓線をはじめとした鉄道の有効利用も含むものと捉えております。

また、国土交通省所管の都市低炭素法も施行され、その中で公共交通機関の利用促進も一例として挙げられております。

○安藤委員

7-11ページ②の用途転換の記述の後段に、国立診療所秋田病院跡地について述べられています。ここは住宅地として指定されていますが、跡地利活用計画はどの程度の進捗状況なのか、また、これから具体的な話も出てくると思いますので、スケジュールも併せて教えてください。

○栗田幹事

現在の計画としては、地域防災、スポーツ、福祉施設が予定されており、由利本荘市では、防災拠点的な捉え方をしているようです。現段階で体育館、ヘリポートなどある程度の配置計画はできておまして、今年度は基本計画を策定し、来年度以降は整備ということになるようです。

○山口会長

それでは、「議案第6号」から「議案第8号」について順次裁決を取りたいと思います。

「議案第6号」について賛成の方は挙手を願います。

【全員賛成】

ありがとうございます。本議案については、原案どおり可決いたします。

○山口会長

次に、「議案第7号」について賛成の方は挙手を願います。

【全員賛成】

これにつきましても、原案どおり可決いたします。

○山口会長

最後に、「議案第8号」について賛成の方は挙手を願います。

【全員賛成】

それでは、議案第6号から8号まで、原案どおり可決いたしました。

- (7) 議案第9号 角館都市計画区域及び田沢湖都市計画区域の変更について**
議案第10号 角館都市計画及び田沢湖都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
議案第11号 角館都市計画及び田沢湖都市計画施設（都市計画道路12施設及び都市計画下水道1施設）の変更について

○山口会長

次に、関連議案である「議案第9号 角館都市計画区域及び田沢湖都市計画区域の変更」、「議案第10号 角館都市計画及び田沢湖都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、「議案第11号 角館都市計画及び田沢湖都市計画施設（都市計画道路12施設及び都市計画下水道1施設）の変更について」、事務局から一括して説明をお願いします。

○栗田幹事

それでははじめに、議案第9号について説明させていただきます。

本議案は、平成17年9月の市町村合併後、仙北市内に存在する角館と田沢湖の2つの都市計画区域を統合し、一体の都市として整備、開発及び保全するため都市計画区域を変更するものです。

統合後の都市計画区域の名称は合併後の市名にならい仙北都市計画区域としております。また、都市計画区域の面積としては従前の2つの都市計画区域の面積を、そのまま統合することとしておりますので、7,933haとなる予定です。

○栗田幹事

次に、区域指定の沿革の概要について説明いたします。

旧角館町において最初に都市計画区域が設定されたのは昭和25年で、その後2度の区域変更を経て、昭和50年に区域の拡大を行い、現在の区域になっております。

また、旧田沢湖町においては最初に都市計画区域が設定されたのは昭和31年で、こちらもその後2度の区域変更を経て、昭和50年に区域の拡大を行い、現在の区域になっております。

その後、先程も説明しておりますが、平成17年に両町と当時の西木村の2町1村が合併し、現時点では1つの市に2つの都市計画区域がある状態が続いております。図面で説明いたしますと、こちらの現在の角館都市計画区域と、田沢湖都市計画区域を統合して、新しい仙北都市計画区域になります。

○栗田幹事

こちらの法体系や手続などに関しては、先程の議案第6号における説明内容と同じとなりますので、省略させていただきます。

○栗田幹事

こちらが、これまでの経緯です。

平成24年1月に東北地方整備局長と事前協議を実施し、変更案に関して「異存なし」の回答を得ております。

また、今回の変更は由利本荘都市計画と同様、実質的な都市計画区域の変更はありませんので、こちらでも都市計画区域の変更内容を含めた都市計画区域マスタープランの説明会を角館地区と田沢湖地区の2箇所で開催しております。

その後、地元仙北市に対して意見聴取を行い、「異議なし」の旨で回答をいただいております。

なお、こちらについても由利本荘都市計画と同様、計画案を縦覧する必要がありません

ので、これについては実施しておりません。

以上が、議案第9号に関する内容です。

○栗田幹事

引き続き関連議案として、議案第10号について説明させていただきます。

本議案は、議案第9号としてお諮りした角館都市計画区域と田沢湖都市計画区域の統合に伴い、変更前の2つの都市計画区域でそれぞれ策定されていた都市計画区域マスタープランについてもそれを統合し、新たな仙北都市計画区域マスタープランとして変更するものです。

○栗田幹事

都市計画区域マスタープランに関する制度等については、一番最初の議案第5号と同じ内容となりますので、省略させていただきます。

変更理由に関しましても、同じですので割愛させていただきます。

○栗田幹事

今回の変更により、新しく作られる仙北都市計画区域マスタープランの策定方針についても方向性、方針などについて大きな変更はありません。

ただし、現時点における土地利用の変化などについては、適宜見直しを行っております。

○栗田幹事

都市計画区域マスタープランの構成等についても、議案第5号で説明した内容と同じですので、割愛させていただきます。

○栗田幹事

ここからは、当マスタープランの概要について具体的に御説明します。議案書では10-2ページ右側から10-3ページ左側となります。

都市計画の目標における基本的事項の中の都市計画区域の名称は、仙北都市計画区域、区域については、仙北市の行政区域の一部となり、その面積は7,933haとなります。

目標年次については平成42年、区域区分は10年後の平成32年とします。

○栗田幹事

続いて、広域都市圏の将来像について説明いたします。議案書の方では10-3ページ右側から10-5ページ左側となります。

仙北市、大仙市、美郷町で構成される大曲広域都市圏は、郊外に広がる田園風景や奥羽山脈をはじめとした豊かな自然風景と調和する街並みが形成され、広域都市圏内外の交流・連携を活発にし、個性的で活気のある豊かな生活が営まれている将来像を目指します。

その将来像については、「田園や自然と調和する美しい街並みのもとで、豊かな生活が営まれる観光・生活交流都市圏」とします。

○栗田幹事

この将来像の実現に向け、地域特性を活かした交流拠点づくり、魅力的な圏域を形づくる交流ネットワークづくり、都市と田園・自然が共生する広域都市圏づくり、豊かで安全・安心に暮らせる生活空間づくり、の4つの目標に掲げています。

○栗田幹事

この広域都市圏の将来像や目標等を踏まえ、具体的な本都市計画区域における将来像を、議案書では10-5ページ右側から10-6ページ左側となりますが、「自然と歴史・文化が美しい観光都市“仙北”」としています。

この都市計画区域の将来像の実現に向け、「観光資源を活かして活発に交流する都市」、「暮らしやすさを実感できる都市」、「良好な景観資源を保全・活用する都市」、の3つを目標に掲げております。

○栗田幹事

目標とする市街地像については、議案書の10-6ページ右側から10-9ページとなります。

はじめに、1つ目の目標である「観光資源を活かして活発に交流する都市」を目指して、角館地域においては、伝統的建造物群保存地区や田町武家屋敷等の良好な資源を活用した観光交流拠点の形成を図ります。市街地中心部に形成されている商業地は、日常生活を支える商業機能のほか、観光客と住民との交流の場でもあることから、その機能を充実させ、賑わいと魅力ある中心商業地の形成を図ります。国道46号の角館バイパスの整備、秋田新幹線や秋田内陸縦貫鉄道などにより広域交流ネットワークの形成を図ります。住民や観光客にとって安全で利便性の高い都市内交通ネットワークの形成を図ります。

また、田沢湖地域においては、スキー場などの良好な資源を活用した観光交流拠点の形成を図ります。市街地中心部に形成されている商業地は、角館地域と同様の機能を有することから、賑わいと魅力ある中心商業地の形成を図ります。国道46号や秋田新幹線などにより、広域交流ネットワークの形成を図ります。田沢湖地域においても、角館地域同様、都市内交通ネットワークの形成を図ります。

2つ目の目標である「暮らしやすさを実感できる都市」を目指して、角館地域においては、地域と施設の性格に応じて機能的・効率的な観点から、高度医療や国・県の行政サービス、高等学校等を配置します。市街地における特徴的な景観や良好な自然環境を維持するとともに、都市基盤を充実させ、快適な居住環境の形成を図ります。

田沢湖地域においては、角館地域同様、機能的・効率的な観点から、日常的に必要な医療や行政サービス、小中学校等を配置します。田沢湖地域の中心である生保内地区においても、その特徴的な景観や良好な自然環境を維持するとともに、都市基盤を充実させ、快適な居住環境の形成を図ります。

最後の目標である「良好な景観資源を保全・活用する都市」を目指して、角館地域においては、周辺の美しい田園景観を保全・継承してまいります。落合総合公園や田町山緑地保全地区、桧木内川等のオープンスペースについては、これを保全するとともに、身近な環境学習や自然体験の場として活用します。

田沢湖地域においては、角館地域と同様に、田園景観を保全・継承してまいります。

○栗田幹事

社会的課題に対する都市計画の取組方針としては、議案書では10-10ページの左側になりますが、性格の異なる観光交流拠点の一体化に対しては、2地域をつなぐ送迎機能の確保や遊休施設などの有効利用など、相互の機能の連携による観光交流拠点の一体化を、少子高齢化の進行に対しては、雇用の場を確保しつつ、市街地や周辺に点在する集落のコミュニティを維持し、誰もが快適に暮らせるまちの実現を、雪に強いまちづくりに対しては、きめ細かな除雪対策や冬期観光客へのサービスの向上を、災害の強いまちづくりに対しては、急傾斜地など危険箇所の日常的な点検や、避難路や避難場所の周知や適切な情報提供などのソフト対策を、協働のまちづくりの推進に対しては、多様化する社会的課題に対して、市民、企業、NPO等の多様な組織との協働により、地域の目線を通じた身の丈にあったまちづくりの展開を、それぞれ取り組んでまいります。

○栗田幹事

次に、議案書10-10ページの右側にある区域区分の決定の有無についてであります。現在の仙北市における2つの都市計画区域については区域区分は適用されていません。

なお、区域区分の適用に関する考え方については、先程の議案第5号で説明したものと

同じですので、ここでは省略させていただきます。

現在の仙北市の行政区域人口が約3万人を切り、この③に該当することから、原則的として区域区分を適用しないこととなります。加えて、将来人口の見通し等を踏まえ、仙北都市計画においては原則どおり区域区分については適用しないこととしました。

○栗田幹事

続いて、主要な都市計画の決定の方針について御説明します。

はじめに、土地利用に関する主要な都市計画の決定方針として、角館地区における主要用途の配置の方針について御説明します。議案書では10-11ページ左側となります。

商業・業務地としては、中心市街地や利便性の高い国道沿線に、住宅地としては、中心市街地周辺部や未利用地となっている角館駅東側に、配置する方針とします。

また、田沢湖地域においては、商業・業務地として、角館地域同様、中心市街地や利便性の高い国道沿線に、工業地として、田沢湖駅北側や先達工業団地に、住宅地として、中心市街地周辺部や武蔵野地区に、それぞれ配置する方針とします。

○栗田幹事

次に、主要用途の配置の方針を踏まえた、角館地区における土地利用の方針について御説明します。議案書では10-11ページ右側から10-14ページ左側までとなります。

角館中心部については、歴史的街並みの形成に努めながら、商業・業務の集積による高度利用を検討します。角館総合病院は市街地内での移転が予定されており、周辺用途との調和を図りながら、移転場所については、その目的に応じた用途の転換を図ります。古くからの市街地の一部には、現在の居住環境としては好ましくない地域もあるため、地域の特徴に配慮した都市基盤整備による居住環境の改善を図ります。桧木内川の河川敷や田町山などの特徴付ける風景は、適切な都市計画制度を活用し、緑地又は風致の維持に努めます。下川原地区等は生産性の高い優良農地が広がっており、それらについては市街化を抑制し、その維持・保全に努めます。桧木内川や小倉山などの都市における重要な自然環境については地域の貴重な財産として、その維持・保全に努めます。市街地西部を走る県道沿線には公営住宅が立地している集落などもあり、周辺農地と調和した居住環境を形成しており、今後も周辺農地を保全していくとともに、良好な居住環境の維持に努めます。

また、田沢湖地域における土地利用の方針については、交通結節点である田沢湖駅周辺においては、観光・商業機能の強化に資するような土地の高度利用を図ります。公共公益施設の利活用による子育てや高齢者支援等を図るとともに、都市基盤整備を進め、安全で快適な居住環境の実現に努めます。市街地を挟むように河川が流れ、その周辺には丘陵地や田園が広がり、豊かな水と緑に囲まれた風景となっており、これらの緑地の維持に努めます。国道341号沿いや南部の手倉野地区は生産性の高い優良農地が広がっており、それらについては市街化を抑制し、その維持・保全に努めます。玉川や田沢湖周辺の丘陵地などの良好な自然環境については、地域の貴重な財産として、その維持・保全に努めます。北部の田沢地区は北部地域の中心的集落であり、周辺農地や自然環境と調和した居住環境を形成しており、今後も周辺農地を保全していくとともに、その良好な居住環境の維持に努めます。

○栗田幹事

次に、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針のうち、交通施設に関する都市計画の決定方針について御説明します。議案書では10-14ページ右側から10-16ページ左側までとなります。図面では、赤線が現在整備中の角館バイパス。国道46号をはじめとした一般国道が黒、県道・市道は灰色で示しています。

角館地区における決定・整備方針としては、国道や鉄道による広域交通ネットワークの形成を図ります。県道、主要な市道による都市内交通ネットワークの形成を図ります。子どもや高齢者などいわゆる交通弱者に対する利便性の向上、観光客の観光拠点へのアクセ

ス向上を図るため、公共交通機関の維持・充実を図ります。歩行者空間の創出による市街地の回遊性向上を図るとともに、冬期間対応など、安全で快適な歩行者空間の維持・整備を図ります。

なお、他の都市と同様、長期未着手の都市計画道路等については、合理的に見直します。

田沢湖地区でも角館地域と同様の目的のもと、国道46号や341号などの広域交通ネットワークの形成、都市計画道路滝沢久保線などの都市内交通ネットワークの形成、鉄道の公共交通機関の充実、歩行者空間の維持・整備をそれぞれ図ってまいります。

下水道については、先程と同様に、生活排水処理整備構想に基づき適切に整備を進めてまいります。議案書では10-16ページ右側から10-17ページになりますが、薄茶色が整備済み、濃い茶色が整備中、何も塗られていない白地の部分が未整備の地域を表しています。

角館地域に関しては、ほとんどが整備済みであり、残りの未整備地区は公園などのみとなります。

田沢湖地域に関しては、生保内地区の既成市街地についてはほぼ整備済みであり、今後、国道341号沿いの既存集落について順次整備を進めます。

なお、都市計画区域内ではありませんが、田沢湖の春山地区については、汚水が直接閉鎖性水域である田沢湖に流れ込むため、下水道計画区域については整備済みとなっています。

同じく議案書10-16ページ右側から10-17ページにある河川についても、他の都市と同様に、治水機能の向上や河川における自然環境を保全し、その機能の充実を図ります。

こちらが、田沢湖地区における主な河川となります。

○栗田幹事

市街地開発事業に関する方針については、議案書10-18ページの左側になります。田沢湖地区で1地区、昭和30年代に実施しておりますが、これも他都市と同様に、事業効果が発揮される場合には、この整備手法を取り入れてまいります。現在計画されているものはありませんが、その時々に応じて対応してまいります。

○栗田幹事

自然的環境の整備又は保全の都市計画の決定方針については、議案書では10-18ページ右側から10-20ページになります。

角館地域においては、大威徳山など良好な自然環境が残されていることから、その維持・保全を図ります。桧木内川堤の桜並木や田町山は、その維持・保全を図ります。落合公園や玉川河川公園などのオープンスペースは、レクリエーションの場として位置付け、その維持・保全を図るとともに、災害時の避難場所としての機能も有することから、防災拠点としてその周知に努めます。

田沢湖地域においては、市街地周辺の緑地については、その維持・保全を図ります。田沢湖周辺の丘陵地などは田沢湖地域の自然景観を構成する上で不可欠なものであることから、その維持・保全を図ります。生保内公園は、レクリエーションの場や避難場所としても位置付けていることから、防災拠点としてその周知に努めます。

○栗田幹事

最後に、スケジュールについて御説明します。

この都市計画区域マスタープランについては、7月11日に角館、田沢湖の2地区で説明会を実施しております。

その後、仙北市への意見聴取を行い、市からは異議なしの旨で回答をいただきました。

その回答を得た上で、法定縦覧を行い、本日の審議会への付議となっております。なお、縦覧時における意見書の提出はありませんでした。

以上が、議案第10号に関する内容です。

○栗田幹事

関連議案の最後として、議案第11号でございます。

こちらの議案は、角館都市計画道路及び下水道並びに田沢湖都市計画道路の名称変更に関する議案でございます。

概要としては、今まで各都市計画施設の名称の前に冠していた都市計画名である、角館都市計画及び田沢湖都市計画を、仙北都市計画に変更することと、都市計画道路に関しては道路区分ごとに一連番号が付されておりますので、その一連番号の整理を行うというものです。

○栗田幹事

道路に関する具体的な例示としては、角館、田沢湖のそれぞれの都市計画名を仙北に、また路線名の前にある一連番号について、今までの角館都市計画道路については変更ありませんが、田沢湖都市計画道路の一連番号については、角館都市計画道路の一連番号の最終番号である12番から引き継いで、今までの1番を13番として一連番号の混在を防ごうとするものです。

決定権者については、先程と同じですので省略させていただきます。今回の変更対象路線としては25路線ありますが、そのうちの12路線が県が決定するものです。

○栗田幹事

下水道についても、角館地区のみ、秋田湾・雄物川流域下水道の大曲処理区に組み込まれている流域関連公共下水道ですので、県が決定権者となっている流域下水道の名称についても、今までの角館都市計画から仙北都市計画に変更するものです。

○栗田幹事

これまでの経緯については、6月上旬に仙北市への意見聴取及び各施設管理予定者への協議を行い、6月上旬から8月中旬にかけて異存ない旨等で回答をいただき、本日の審議会に付議しております。

○栗田幹事

以上が、関連する議案第9号から議案第11号に関する内容です。よろしく御審議願います。

○山口会長

ありがとうございました。さて、ここでお諮りしたいのですが、始まってから2時間近く経ちますので、5分程度休憩を挟みまじょうか。皆さんが揃われたらすぐに再開します。

【休憩】

○山口会長

皆さんお揃いですので再会します。

東北地方整備局の瀬戸下代理が退席されましたが、審議会の定足数は満たしております。では、先程説明いただきました3つの議案について、一括して質疑をお願いします。

○五十嵐委員（代理）

議案第10号の15ページに「また、大規模な開発プロジェクトは予定されてなく、近年、農地転用は減少傾向にある。」という記述があります。これを素直に読みますと、開発プロジェクトというのは農地で行う、だから開発プロジェクトがないから農地転用は減少傾向にあると読めます。一方、議案第5号の13ページでは「近年の新案件数は、～そ

の件数も少ないほか、大規模な開発プロジェクトの予定はない。また、～」とあり、同様の意味だと思うのですが、こちらの方がすっきりします。農地というのは開発のためにある訳ではないので、農地を預かる側、農地制度の側としましては、そういう面で配慮していただきますと、こちらの表現の方がよろしいと思いますがいかがでしょうか。

○栗田幹事

まず、真意としましては、大規模プロジェクトを農地と絡めているものではございませんので、議案第5号と意味は全く同じで、「大規模開発プロジェクトは予定されてなく」、ここで一区切りし、そのほか「農地転用は減少傾向にある」、という並列です。

ただ、そのように受け取れないということであれば、事務方で話し合いさせていただきたいと思います。

○五十嵐委員（代理）

農政局と調整する事項ではございませんので、農政局として意見を申し上げた訳ではありません。真意は分かりますが、事務局がおっしゃったような言葉を使わなくても議案第5号の方が分かりやすいので、その表現の方がよろしいのではないのでしょうか。

○山口会長

このような微修正であれば、事務局に一任した場合に手続的に混乱することはないのでしょうか。

○栗田幹事

ございません。事務局に任せていただけるのであれば、真意が汲み取れるように訂正した上で、都市計画決定の手続をさせていただきたいと思います。

○五十嵐委員（代理）

真意は十分分かりましたので、お任せいたします。

○山口会長

この事実関係は議事録として残りますから、後で遡及することができます。あとは、都市計画決定手続のことになりますので、事務局に一任ということによろしいのでしょうか。

やはり、いろいろな立場でチェックすると、はっきりさせておきたいことは当然出てきてしかるべきだと思います。

○村田委員

先日の朝方、仙北地区でマグニチュード5.0、震度3くらいの地震がありました。例えば、澄川の地熱発電所は水蒸気を抜いて発電しているのですが、そういうことが原因で地震が起こったということはないのでしょうか。自然的環境の整備という部分に関わってくるかと思いましたので、お伺いします。

○栗田幹事

都市計画区域マスタープランの中で、そこまで書き込んでおられません。

○川井幹事

県北部で最近地震が起こっているのも私も気になって調べてみたのですが、位置的には、森吉山ダムの近く、北緯40度線のちょうどライン上のところですので、もう少し北の方でした。また、仙北平野の中央付近でもある程度大きめの地震が頻発するようですが、地域条件から考えるとここは外れているのかと思います。

○**村田委員**

あとは、田沢湖の新幹線が通る側の発電所の辺りが地震で崩れたりしないかと心配になります。

○**川井幹事**

県内で最近、やや大きめの地震が発生しているのはそういう地域のようにございます。

○**山口会長**

それでは、「議案第9号」から「議案第11号」について裁決を取りたいと思います。

「議案第9号」について賛成の方は挙手を願います。

【全員賛成】

ありがとうございます。本議案については、可決いたします。

○**山口会長**

「議案第10号」について賛成の方は挙手を願います。

【全員賛成】

ありがとうございます。これも可決いたします。

○**山口会長**

「議案第11号」について賛成の方は挙手を願います。

【全員賛成】

それでは、関連議案すべて、可決いたしました。

(8) 議案第12号 五城目都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○**山口会長**

次に、「議案第12号 五城目都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、事務局から説明してください。

○**栗田幹事**

次に、議案第12号について説明させていただきます。

五城目都市計画区域における都市計画区域マスタープランの変更に関する議案であります。

都市計画区域マスタープランに関する制度等については、一番最初の議案第5号と同じ内容となりますので、省略させていただきます。

今回、都市計画区域のマスタープランを変更する主な理由としましては、現行のマスタープランを平成16年4月に策定しており、策定後一定期間を経過し、内容の見直しが必要になったことによるものです。

○**栗田幹事**

今回の変更により、新しく作られる五城目都市計画区域マスタープランについて、その策定方針を説明いたします。

この度のマスタープランの変更案においては、現時点における社会情勢の変化による土地利用動向の変化などに伴い、見直しを行っております。

ただし、現行のマスタープランにおける都市の将来像や都市計画の基本的な方向性については、大きな変更はしておりません。

○栗田幹事

都市計画区域マスタープランの構成等については、議案第5号で説明した内容と同じですので、省略させていただきます。

○栗田幹事

それではここからは、当マスタープラン案の概要について御説明します。まずは基本的な事項になりますが、議案書では12-2ページ右側となります。

都市計画の目標における基本的事項の中の都市計画区域の名称は五城目都市計画区域、面積は1,159haとなります。

目標年次については、これまでと同様ですので省略させていただきます。

○栗田幹事

次に、広域都市圏の将来像について説明いたします。議案書では12-3ページから12-4ページ左側までとなります。

県都秋田市を中心に3市3町1村で構成される秋田広域都市圏は、県内の産業・経済を牽引し、県全体の活力を生み出す役割を担っており、各種都市機能が集積され、全県をリードする中枢拠点として位置付けられます。

また、県内外を結ぶ交通の要所であり、秋田空港や秋田港を活用した環日本海圏における北東北の玄関口としても位置付けられるほか、郊外には豊かな自然環境が残り、自然と調和したまちづくりを先導する役割も担うこととなります。

以上の背景から、その将来像については、「グローバルな交流でにぎわい、都市と自然が調和した潤いある広域都市圏」とします。

この将来像の実現に向け、秋田県の活力を創出する多様な産業拠点の形成、地域の自然・歴史・文化を活かした観光拠点の形成、環日本海におけるネットワークの強化、自然と共生する都市の形成、の4つの目標に掲げています。

○栗田幹事

この広域都市圏の将来像や目標等を踏まえ、具体的な本都市計画区域における将来像を、議案書の方では12-4ページ右側から12-5ページ左側までとなりますが、「自然環境や伝統を活かした ところ安らぐ交流都市」としています。

この都市計画区域の将来像の実現に向け、「豊かな緑に囲まれ、心が癒やされる都市づくり」、「機能的で快適な暮らしやすい都市づくり」、「伝統とにぎわいが感じられる都市づくり」、「交流と連携の促進による活力ある都市づくり」、の4つを目標に掲げており、次のスライドからはそれぞれの目標を達成するための具体策について説明いたします。

○栗田幹事

目標とする市街地像については、議案書の12-5ページ右側から12-6ページとなります。

まずはじめに、1つ目の目標である「豊かな緑に囲まれ、心が癒やされる都市づくり」を目指して、森山をはじめとした自然環境や市街地周辺に広がる田園は貴重な環境・景観資源であるため、これを形成する農地の保全を図ります。また、市街地と点在する集落とが相互に連携し、環境と共生した集約型市街地形成のため、市街地周辺の適正な土地利用の規制・誘導を進めます。

2つ目の目標である「機能的で快適な暮らしやすい都市づくり」を目指して、利便性が高く、歩いて暮らせる質の高い市街地を形成するため、用途地域を中心に都市機能を集約した市街地の形成とまちなか居住の推進を図ります。そのためにも、災害に強く、安心して暮らせる居住環境を形成するため、都市基盤の整備・改善を進めます。また、環境に優しい居住環境とするため、都市の省エネルギー化によるエコタウンの推進を図ります。

3つ目の目標である「伝統と賑わいが感じられる都市づくり」を目指して、地域のシン

ボルとなっている朝市や、家具、桶樽などの匠の技の伝統作業など、伝統を活かしたにぎわいのある産業拠点の形成を目指します。市街地南部の国道285号沿道は、町の玄関口として広域交流型の商業拠点の機能を維持します。

最後の目標である「交流と連携の促進による活力ある都市づくり」を目指して、隣接する八郎潟都市計画との連携を強化し、この交流・連携軸の活用による他地域との交流やそれに伴う産業の活性化を図ります。伝統的な朝市や朝市ふれあい館などの交流施設、温泉などを活用したにぎわいのある観光拠点の形成を図ります。

○栗田幹事

社会的課題に対する都市計画の取組方針としては、議案書では12-7ページの左側になりますが、進行する少子高齢社会に対しては、市街地や周辺集落におけるコミュニティの維持などによる地域の活性化を、地震や豪雨などの自然災害に対しては、危険が予想される箇所への開発の抑制やハード面での都市防災機能の強化のほか、ソフト面での充実を図ってまいります。個性的で活力あるまちづくりに対しては、多様化する社会的課題に対して、住民の関心を高め、主体的かつ積極的な住民参加を促し、住民提案型のまちづくりを、それぞれ取り組んでまいります。

○栗田幹事

次に、議案書12-7ページの右側にある区域区分の決定の有無についてであります、現在の五城目都市計画区域については区域区分は適用されていません。

なお、区域区分の適用に関する考え方については、先程の議案第5号で説明したものと同じですので、ここでは省略させていただきます。

現在の五城目町の行政区域人口が10,517人であり、この③に該当することから、原則的として区域区分を適用しないこととなります。加えて、将来人口の見通しなどから、五城目都市計画においては、原則どおり区域区分については適用しないこととしました。

○栗田幹事

続いて、主要な都市計画の決定の方針について御説明します。

はじめに、土地利用に関する主要な都市計画の決定方針として、主要用途の配置の方針について御説明します。議案書では12-8ページとなります。

商業・業務地としては、役場がある磯ノ目地区は、今後も業務地として、下夕町の朝市通りやその周辺は、中心観光商業地として、上樋ノ口地区に立地した郊外大型商業店舗地区は、広域交流商業地として中心観光商業地と機能分担を図りつつ、それぞれ配置する方針とします。

工業地としては、馬場目川と富津内川が合流する高崎地区は製材所等の工業地として、下夕町、上町は建具や弓矢などの伝統的工業施設や老舗造り酒屋の工業地として、それぞれ配置する方針とします。

住宅地としては、これら中心市街地の商業・業務地や工業地を取り囲むように、各地区に配置する方針とします。

○栗田幹事

これら主要用途の配置の方針を踏まえた、土地利用の方針について御説明します。議案書では12-9ページから12-10ページになります。

雀館公園周辺の未利用地の商業地などについては、用途転換による住居系の土地利用について検討します。また、鶴ノ木地区における工業系の用途地区においても、現状としては住居系の土地利用がなされており、その用途転換を図ります。広ヶ野地区や磯ノ目地区など、新興住宅地においては、良好な住環境の維持や形成に努めます。市街地周辺に広がる農地は、本来の目的である農業生産基盤であるとともに、良好な景観資源でもあることから、都市的土地利用の抑制を図りながら、その保全と活用に努めます。また、高崎小沼

地区などについては、現況を踏まえ周辺と調和した適正な土地利用のあり方を検討します。その周辺に点在する集落については、良好な自然環境及び営農環境を維持しながら、生活基盤の整備に努めます。

下タ町や上町などの古くからの市街地の一部には、防災上の観点などから改善を要する居住環境にあるため、街並み景観にも配慮した良好な住環境の形成を図ります。雀館公園や戸村堰緑道などの豊かな緑地空間を、地域の骨格を形成する自然的資源として、適切に保全してまいります。インターチェンジ周辺においては、優良農地の保全に配慮し、八郎潟都市計画との一体性や整合性を図りながら、秩序ある土地利用に努めます。森山南側の小池地区については、住宅系の用途地域に指定されているものの、現地は森山山麓の傾斜地であるため、住宅地としての利用が難しいことから、用途地域の解除を検討します。

○栗田幹事

次に、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針のうち、交通施設に関する都市計画の決定方針について御説明します。議案書では12-11ページから12-12ページ左側までになります。図面では、実線が整備済み、点線が未整備区間を表しています。

その決定・整備方針としては、域間交流や連携を促進し産業振興に寄与する秋田自動車道や、国道285号などの広域交通体系の機能維持と活用を図ります。地域の骨格となる主要幹線道路網の機能強化を図ります。市街地内の円滑な交通を確保する都市内道路ネットワークの形成を図ります。歩行者の市街地における回遊性向上を図るとともに、バリアフリー化や冬期間対応など、安全で快適な歩行者空間の形成に努めます。また、主要な生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークの形成を図るとともに、乗合タクシーなど高齢者をはじめとした交通弱者に対する利便性の高い交通環境の充実を図ります。

なお、長期未着手の都市計画道路については、現在廃止に向けて検討中で、次回3月の都市計画審議会に付議させていただき予定でございますので、よろしくお願いたします。

下水道については、他都市と同様、生活排水処理整備構想に基づき、地域の特性に応じた整備を進めてまいります。議案書では12-12ページ右側から12-13ページ左側までになりますが、紫実線で縁取りされた内側の区域が下水道の計画区域を表しているものです。薄茶色が塗られている部分が整備済みあるいは整備中、何も塗られていない白地の部分が未整備の地域を表しています。

整備につきましては、他の都市と同様の整備方針で、市街地を中心に整備を進め、今後の土地利用や他の都市施設の整備状況等を勘案しながら整備を進めてまいります。

河川については、都市内を流れる馬場目川は、住民に親しまれるふるさとの河川として位置付けられておりますので、州ざらいや草刈り等の適正な維持・管理により流水機能の確保に努めるほか、貴重な自然環境空間として保全を図ります。

○栗田幹事

市街地開発事業に関する方針については、議案書12-13ページの右側になります。現段階で計画されているものはありませんが、今後、状況によっては考えていくというものでございます。

○栗田幹事

自然的環境の整備又は保全の都市計画の決定方針については、議案書では12-14ページから12-15ページになります。

森山などの市街地周囲に広がる山地や丘陵地は、都市部住民おける重要な緑であり、この保全と活用を図ります。市街地縁辺部の農地や農村風景は、区域の貴重な財産であることから、それらを形成する優良農地の保全に努めます。馬場目川や戸村堰、ウッドロードなどの水と緑のネットワークの形成を図ります。雀館公園をはじめとした都市公園や広場の整備を推進し、地域住民の憩いの場の創出を図るとともに、それら空間が災害時には避難場所としての機能も有することから、その施設の保全・整備を図ります。雀館公園や馬

場目城跡などの史跡は、緑豊かな歴史・文化資源として親しまれていることから、その保全や活用に努めます。

○栗田幹事

最後に、スケジュールについて御説明します。

この都市計画区域マスタープランについては、7月10日に五城目町役場で説明会を実施しております。

その後、意見聴取を行い、町からは異議なしの旨で回答をいただきました。

その回答を得た上で、都市計画の案を確定させ、2週間の法定縦覧を実施し、本日の審議会への付議となっております。なお、縦覧時における意見書の提出はありませんでした。

以上が、議案第12号に関する内容です。よろしく御審議願います。

○山口会長

ただ今の説明に対しまして、御意見・御質問等願います。

○山口会長

ないようですので、それでは、「議案第12号」について裁決を取りたいと思います。

本議案について賛成の方は挙手を願います。

【全員賛成】

本議案については、原案どおり可決します。

(9) 議案第13号 秋田都市計画一団地の官公庁施設（八橋団地）の変更について

○山口会長

最後に、「議案第13号 秋田都市計画一団地の官公庁施設（八橋団地）の変更について」、事務局から説明してください。

○栗田幹事

最後の議案となりますが、議案第13号の秋田都市計画一団地の官公庁施設、いわばこの周辺の八橋団地になりますが、この計画の変更について説明させていただきます。

それでは、はじめに、都市計画で定められている一団地の官公庁施設の概要について御説明いたします。

一団地の官公庁施設とは、国家機関又は地方公共団体の建築物を、それぞれの機能に応じて都市の一定地区に集中配置するよう計画的に建築し、かつ、これらに付帯する諸施設の建設を行うもので、公衆の利便と公務の能率増進を図り、併せて土地の高度利用を図ることを目的に都市計画決定するものです。

全国的には、千代田区の霞ヶ関や札幌市、盛岡市など12都市が一団地の官公庁施設の都市計画を定めておりまして、秋田市では、山王の市役所、県庁周辺を、八橋団地という名称で一団地の官公庁施設として都市計画決定しています。

○栗田幹事

具体的に都市計画として定めている内容としましては、名称や位置、区域の面積、建ぺい率・容積率といった建築物（密度）の限度、道路・緑地等の公共施設、公益的施設、建築物のそれぞれの配置の方針を定めることになっています。

つまり、各官公庁施設の細かい建築物の計画を決定するものではなく、都市計画として土地利用上の大まかなルールを定めることになっております。

○栗田幹事

次に、現在、八橋団地として都市計画決定している内容ですが、位置は山王の県庁を含むこの周辺で、スクリーンにありますように、裁判所や法務局等のある国関係の敷地や、県庁・県警察本部等の県関係の敷地、それから市役所関係の敷地を含む形で区域が定められております。

なお、市役所の部分は、元のNHK跡地を除く形で定められており、区域全体の面積は約13.2haとなっています。

○栗田幹事

次に、建築物の配置の方針として、裁判所等の国家機関施設用地を1号地、県庁等の県の施設用地を2号地、市役所等の市の施設用地を3号地として、それぞれ関連建築物を集約することとしています。

○栗田幹事

また、建築物（密度）の制限については、この場所は用途地域上、商業地域として建ぺい率80%以下、容積率が400%以下と指定されておりますが、この一団地内には、建ぺい率が30%以下、容積率が100%以上の制限をさらに加える形になっています。

ちなみに、建ぺい率とは、敷地面積に対する建物の水平投影面積の割合をいまして、スクリーンの水色の建築面積を黄色の敷地面積で割った値になります。

また、容積率とは、敷地面積に対する建物の延べ面積の割合をいまして、水色の延べ面積を黄色の敷地面積で割った値になります。

○栗田幹事

次に、その他に建築物の制限として、建築物の高さの最低限度が10mとなっています。ただし、建築物の延べ面積が1,000㎡以内のものについてはこの限りではありません。

さらに、地上における建築物の壁面及びこれに代わる柱は、定められた壁面制限の指定の線を越えることができません。ただし、ひさし、車寄せ等についてはこの限りでないとしています。

○栗田幹事

壁面制限の具体的な指定の状況としましては、けやき通りや山王大通りの幹線道路に面した部分について、壁面制限の指定の線は道路境界から20mとなっています。

また、区画道路に面する部分の壁面制限の指定の線については、道路境界から15mとなっています。

なお、1号地の秋田地方法務合同庁舎前と2号地の県庁の中庭の、それぞれ、けやき通りに面する一部分については、道路境界から50mの壁面制限の指定となっています。

○栗田幹事

次に、公共施設の配置の方針としては、山王大通りおよびけやき通りの都市計画道路と、区域周辺部の幅員8mから11mの区画道路、それから緑地を公共施設として都市計画上位置付けております。

なお、これらの公共施設は既に全て整備済みとなっています。

○栗田幹事

次に、この八橋団地の都市計画決定から現在までの経緯を御説明します。

計画決定前の昭和30年のはじめ、県庁や市役所等の官公庁の建築物は、秋田駅西口周辺の様々な用途が混在した密集地帯に分散しており、それも大半が木造建築で、一旦火災が発生したら全焼の可能性が高い状況でありました。

このような状況のなか、昭和32年3月策定の第1次秋田市総合都市計画では、土地の利用価値、県民・市民の利用価値、環境等の点から不適当と判断されるこれら官公庁の施

設について、将来の市街地構成から、最適地とされる八橋運動公園東側に集中移設する方針を示しました。

その後、昭和32年8月に県庁焼失という災害が発生したため、昭和33年に官公庁の集約化による公務能率と公共の利便の増進、土地の高度利用、不燃化都市の促進を図ることを目的として、初めてこの一団地を都市計画決定しました。

当初決定時の区域は、ほぼ今回の都市計画変更案にあるように、NHK跡地も含む形で計画されていました。

その後、昭和34年に県庁舎がこの団地内に完成し、昭和38年には、現在の市役所庁舎の建設計画が決定したことに伴い、区域を現在の計画のとおり縮小する都市計画変更を行っています。

それからは都市計画変更は一切行われず、昭和39年に現市役所庁舎が竣工し、昭和43年に裁判所合同庁舎、秋田地方法務合同庁舎、秋田合同庁舎が竣工し、昭和50年に県警察本部の庁舎が竣工するなど、国家機関、秋田県、秋田市の建築物がそれぞれ団地内に建設され、現在に至っています

○栗田幹事

次に、一団地の官公庁施設の都市計画変更内容と、変更する理由について御説明します。

1つ目の変更内容は、区域の拡大になります。これは、市役所の新庁舎が旧NHK跡地を含み、現在の一団地の官公庁施設の区域内外にまたがる形で建設が予定されており、都市計画上、官公庁施設を集約する区域を明確にするといった趣旨に鑑み、区域を拡大するもので、現在の面積13.2haを14.3haに拡大するものです。

こちらは、市民の広場側からの外観イメージ図です。新庁舎は、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造の地上6階、地下1階の建物で、建築面積は、新庁舎と既存の消防庁舎などを合わせて約7,500㎡、延べ面積は、新庁舎部分だけで約35,100㎡を予定しています

○栗田幹事

次に、2つ目の変更内容は、建ぺい率の緩和です。建ぺい率を30%以下から40%以下にするものです。これは、3号地内の市役所の新庁舎の建設に当たって、市民サービスの観点から、窓口・公民館機能を低層階フロアへ配置することや、すべての人に利用しやすい、いわゆるユニバーサルデザインの観点から、屋根付き歩行者通路や障がい者用の駐車場に屋根をかけるなど、簡易的な建築物の設置によって、3号地内の建築面積が増加することが予定されるため、公衆の利便性の向上、土地の有効利用の観点から、建ぺい率を緩和するものです。この緩和される建ぺい率の値は、他都市の状況においても40%以下が数多くを占めておりまして、適切な値であると判断されています。

また、この建ぺい率の緩和については、国の1号地、県の2号地についても将来的な建て替えや簡易建築物を建設する際に、土地の有効利用の観点から同じような要請が想定されますので、市役所の3号地だけではなく、一団地全体について建ぺい率を緩和するものです。

○栗田幹事

それから、3つ目の変更内容は、壁面位置の制限指定の追加と変更になります。市役所部分の区域拡大に伴って、山王大通りの幹線道路に面する部分について、現在指定されている20mの壁面位置の制限を、区域の拡大部分にも追加で適用するものです。

また、1号地および2号地内の、けやき通りに面する一部に50mの壁面位置の制限が指定されていますが、現状の土地利用状況や、将来的な土地の有効利用の観点から、50m部分を20mの壁面位置の制限に変更するものです。これは、都市計画決定の時期が古く、50mの壁面位置の制限の設定根拠が不明であること、また、現状においてもその必要性が明確でないことから、将来的な建替等における土地の有効利用を考慮し、変更する

ものです。

○栗田幹事

4つ目は、区域の変更に合わせて、区画道路と緑地を追加するものです。追加される区画道路や緑地については、既に秋田市道や山王官公庁緑地として整備され、供用開始している施設となっています。

○栗田幹事

以上が変更内容と変更理由になりますが、変更内容について再度まとめてますと、議案書13-2ページの変更対照表のとおりとなります。スクリーンに合わせて議案書の方を御覧ください。

左側が変更前、右側が変更後であります。変更前と変更後で表の様式が違っておりますが、昭和38年の最終の都市計画決定から、都市計画決定調書の様式が変わったことに伴い変更しております。赤文字が変更された箇所となります。

今回の変更内容としては、位置、これは住所が住居表示へ変更されたことに伴うものです。それから面積、建築物（密度）の限度における建ぺい率、公共施設の区画道路の配置、緑地の面積、建築物の壁面線の位置が変更になっています。

○栗田幹事

次に、都市計画決定までのスケジュールについて御説明します。

この一団地の官公庁施設については、5月10日に秋田市役所において説明会を実施しております。

その後、秋田市への意見聴取を行い、市からは異議なしの旨で回答をいただきました。

その回答を得た上で、都市計画の案を確定させ、8月17日から31日まで法定縦覧を実施し、本日の審議会への付議となっております。

なお、縦覧時における意見書の提出はありませんでした。

市役所新庁舎建設のスケジュールとしては、今年度、新庁舎の実施設計を作成し、来年度に建設工事に着手する予定となっております。そして、平成27年度はじめに竣工し、新庁舎への移転、それから開庁後に、現本庁舎の解体などを行って、平成28年度中に事業を終える予定となっております。

○栗田幹事

以上が、議案第13号に関する内容です。よろしく御審議願います。

○山口会長

先程、東北農政局長代理の佐藤さんが退席されましたが、引き続き定足数は満たしておりますので、御報告しておきます。

では、ただ今の説明に対しまして、コメントや御質問がある方はお願いします。

○伊藤委員

私の解釈が正しいかどうか判断していただきたいのですが、13-2ページの建ぺい率・容積率についてですが、本来、建ぺい率とは、敷地一杯に無秩序に建物を建てるのは駄目で何%以内に収めるというもの、容積率とは、これも無秩序に高層にすると景観が損なわれるから、周辺の環境に合わせた高さに制限するというものだと思うのですが、これを見ますと100%以上、要するに、低い建物は駄目で高い建物を建てなさいというように見受けられます。

また、建物の高さの最低限度が10mということは、10m以上ということでしょうか。しかも、建築物の延べ面積が1,000㎡、300坪以内のものは10m以下でもいいが、これ以上になると高い建物を建てなさいというように読めるのですが、この解釈でよろし

いでしょうか。

○栗田幹事

その解釈で結構です。建ぺい率は40%以下で、容積率は100%以上です。ただし、ここは用途地域が商業地域ですので、容積率は400%以下になります。

○伊藤委員

官庁街なので民間が建物を建てることはないと思うのですが、300坪以内の建物は低くてもよく、大きい建物は高くする、要は100%と400%の間に収めるということですね。

○栗田幹事

そのとおりです。敷地面積にゆとりを持たせつつ、高度利用を図るということです。昔は本庁舎の周りに計量検定所などの建物がありましたが、そういった小さな建物は平屋建てでもよく、本庁舎は高層階にするということです。

○山口会長

建築をやっている人は普通、何%以内ということで理解していると思いますが、都市計画では以上というのがあります。参考ですが、市街地再開発事業をやるときは、高度利用地区というのを定めて、必ず容積率何%以上という設定をするという、少し変わった規制になっています。

○伊藤委員

勉強になりました。

○山口会長

それでは、「議案第13号」について裁決を取りたいと思います。

本議案について賛成の方は挙手を願います。

【全員賛成】

ありがとうございます。この議案につきましても、原案どおり可決します。

○山口会長

以上をもちまして、議事の審議はすべて終了いたしました。

議案以外についても、せっかくの機会ですのでコメントなどありましたらお願いします。

その他、事務局から何かありますでしょうか。

それでは、これもちまして、第166回の審議会を閉じたいと思います。ありがとうございました。